

令和5年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第29号説明資料

令和5年5月23日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資料

| | | |
|-------|-------|-----|
| 改正概要 | | 1 |
| 改正内容 | | 1～2 |
| 新旧対照表 | | 3～4 |

税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年7月1日に施行されることに伴い、所要の措置を講ずるため、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税種別割の税率に関する規定の改正

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及びこれに伴う地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和5年7月1日に施行されることになり、電動キックボード等を対象とする新たな車両区分として、「特定小型原動機付自転車」の運用が開始されます。

この改正に伴い、当該法令に関連する大磯町町税条例の規定について、法令改正に合わせた改正を行うものです。

ア 原動機付自転車の区分

| | 原動機付自転車 | |
|---------------|-------------------------|------------------------|
| | 特定小型原動機付自転車 | 一般原動機付自転車 |
| 動力源 | 電気 | 電気 又は ガソリン |
| 車輪数 | 2輪以上 | 2輪以上 |
| 定格出力・ 総排気量 | 0.6kW以下 | 「特定小型原動機付自転車」 以外のもの |
| 最高速度 | 20km/h以下 | |
| 長さ | 1.9m以下 | |
| 幅 | 0.6m以下 | |
| 高さ | — | 2.0m以下 |
| 税率 | 2,000円/年 (令和6年度課税から) | 2,000～3,700円/年 |
| 例 | 電動キックボード ※ | 原付バイク（電気・ガソリン） |

※「特定小型原動機付自転車」の要件を満たす車両は、全て該当となります。

(2) 軽自動車税環境性能割に係る引用条項の整理

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税及び税率の特例について、引用条項の整理を行うものです。

(3) 施行日

令和5年7月1日とします。

大磯町町税条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第26条～第26条の4 省略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第28条～第32条 省略</p> <p>第4節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> | <p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節 省略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第26条～第26条の4 省略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第28条～第32条 省略</p> <p>第4節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> |

ω

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 第1条～第9条 省略 | 第1条～第9条 省略 |
| | <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第9条の2 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> |
| 第10条～第13条 省略 | 第10条～第13条 省略 |
| (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) | (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) |
| 第14条 省略 | 第14条 省略 |
| 2 省略 | 2 省略 |
| | 3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> |
| 第15条～第17条 省略 | 第15条～第17条 省略 |
| | |
| <u>附 則</u> | |
| <u>(施行期日)</u> | |
| 1 <u>この条例は、令和5年7月1日から施行する。</u> | |
| <u>(経過措置)</u> | |
| 2 <u>改正後の第27条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u> | |